

資料 6

30 豊環施建第28号
平成31年3月18日

愛知県知事 大村 秀章 様

都市計画決定権者

豊橋市

代表者 豊橋市長 佐原 光一



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の規定に基づき、東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解を、別添のとおり作成しましたので送付いたします。

担当 豊橋市都市計画部都市計画課
連絡先 豊橋市環境部施設建設室
電話 0532-38-0777



1 準備書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

1) 縦覧状況

- ・縦 覧 期 間：平成 31 年 1 月 8 日（火）～2 月 8 日（金）
- ・意見書提出期限：平成 31 年 2 月 22 日（金）

表 1 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所		縦覧者数
豊 橋 市	環境部施設建設室（豊橋市資源化センター）	0
	環境部環境政策課（豊橋市役所）	0
	じょうほうひろば（豊橋市役所）	2
	カリオンビル	0
	石巻窓口センター	0
	駅前窓口センター	0
	西部窓口センター	0
	東部窓口センター	0
	大清水窓口センター	1
	南部窓口センター	0
	高師台窓口センター	0
	二川窓口センター	0
田 原 市	中央図書館	0
	市民文化会館	0
合計		3

2) 意見書の提出状況

準備書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は1通（49件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表2に示すとおりです。

表2 準備書についての意見書の意見の分類

分類	意見数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見	(18)
(1) 都市計画対象事業の目的に関すること	2
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること	9
(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること	7
2 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見	3
3 環境影響の予測及び評価に関する意見	(28)
(1) 大気質に関すること	4
(2) 騒音及び低周波音に関すること	7
(3) 振動に関すること	1
(4) 水質に関すること	2
(5) 地盤・土壤に関すること	2
(6) 地下水の状況及び地下水質に関すること	2
(7) 日照阻害に関すること	4
(8) 景観に関すること	2
(9) 廃棄物等に関すること	3
(10) 温室効果ガス等に関すること	1
合計	49

2 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表3に示すとおりです。

表3(1) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計18意見）		
(1) 都市計画対象事業の目的に関すること（2意見）		
1	P.3 “本事業は、豊橋田原ブロックのごみ処理施設の現状及び広域化計画に基づき、豊橋市及び田原市のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を目的とする。“とあるが、処理施設の現状には全く基づいていない。ただひたすら広域化計画に基づく計画であり、不合理な面が多くあり、計画の見直しが必要である。	豊橋市資源化センターの焼却施設は、主要設備の老朽化が進み、維持管理費用も増加傾向にあることから、施設の安全・安定稼働の確保を最優先する中で維持管理経費の低減が求められており、施設の更新が必要となっております。 また、豊橋市・田原市の焼却施設をそれぞれで単独更新する案と、広域で更新する案について、施設建設費、収集運搬費、維持管理費、売電収入、二酸化炭素排出量などの環境負荷をそれぞれ試算し、稼働年数を20年と想定した総コストを算出し比較した結果、豊橋市内に広域処理施設を建設する案が、両市にとって経済的メリット及び環境面での効果が高いことから、最も合理的であると判断しております。
2	P.3 “「豊橋市資源化センター」は、1・2号炉が平成14年度から稼働…今後5年で稼働20年以上となる。3号炉は平成3年度から稼働…稼働20年以上となっている。「田原リサイクルセンター（炭生館）」は、PFI事業…平成17年度から稼働している。“とあるが、あまりにも稼働年数が短すぎ、税金の無駄遣いとなるのではないか。“平成21年3月…「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」…を策定しており、これに基づいて県内市町村のごみ処理の広域化を推進している。”にこだわりすぎている。2019年度の経過年数で見ると、豊橋市資源化センター3号炉は29年稼働で更新はやむを得ないとしても、1・2号炉は19年しか経過しておらず、時期尚早である。田原リサイクルセンターに至っては15年しか経過していない。 例えば、平成14年度から稼働している豊橋市資源化センター1・2号炉や田原リサイクルセンターは残したまま、新施設を部分的に順次建設し、並行稼働するようなことも考えてよいのではないか。	計画施設稼働予定の平成36年度時点で、現施設の1、2号炉（400t）は20年以上の稼働となり耐用年数を超えることとなります。また、3号炉（150t）は現時点で既に28年目を迎え、長期連続稼働が大変厳しい状況です。3号炉を更新して並行稼働を行うにしても、1・2号炉の基幹的改良工事が必要となります。3号炉の更新工事、続いて1・2号炉の基幹的改良工事を行うには、長期停止期間（工事期間）を要することや、稼働中の施設と同じ敷地内で行うという工事の性質上、工事用車両の通行により廃棄物搬入車両の通行に制約が生じることから、ごみ処理の停滞につながります。したがって、耐用年数を十分に考慮して、両市の焼却施設が更新時期を迎えるタイミングで更新することが最適と考えています。

表 3(2) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(2) 都市計画対象事業の内容に関すること (9 意見)		
3	P. 11 計画施設の諸元で、処理能力が 450t/日はわかるが、焼却施設数が不明である。定期修理時の維持管理にとっても重要な要素であり、この部分で明記すべきである。	焼却施設は、3 炉構成で計画しています。 なお、評価書において処理能力 450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉) と記載します。
4	P. 11 処理能力の算定で“計画処理量は、ごみ減量化・資源化の推進や人口減少により年々減少すると予測されていることから、稼働後 7 年目までで計画処理量が最大となるのは、計画施設の供用が開始される平成 36 年度（2024 年度）となる。”とし、P. 12 で“年間のごみ焼却処理量は、過去の実績と、将来のごみ減量・資源化の推進や人口の減少を考慮して推計した。”とあるが、それらの根拠がどこにも記載されていない。特に将来の人口減少までは認めながら、その具体的な人口推計がなく、科学性を重んじる環境影響評価準備書としては落第である。明確な計画処理量の根拠を示すべきである。 今までの配慮書（2015 年 1 月）や方法書（2017 年 3 月）を確認したが処理能力の算定根拠はない	計画処理量については、過去 5 年間（平成 24～28 年度）の実績と、豊橋市バイオマス利活用センター（平成 29 年 10 月稼働開始）稼働による生ごみ分別の開始、田原市の家庭系ごみ有料化（平成 30 年 2 月開始）や、今後のごみ減量・資源化の推進や人口の減少による焼却処理量の減少を考慮して推計しています。 稼働目標年度については、準備書 P. 4 に「稼働目標年度については、地元や用地関係者などとの協議に時間を要したことにより、平成 36 年度（2024 年度）に延伸した。」と記載したとおり、方法書の公表後に稼働目標年度を平成 36 年度としたことから、計画処理量の対象年度を方法書までの平成 34 年度から平成 36 年度に見直しました。 また、人口推計は、「豊橋市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」と「田原市人口ビジョン 2015⇒2040（平成 28 年 3 月）」を用いています。2024 年度（平成 36 年度）中の稼働を目指していることから、計画処理量は、2025 年（平成 37 年）における豊橋市人口ビジョン“低位推移”の 366,000 人及び田原市人口ビジョン“田原市の将来人口（展望）”の 63,374 人の人口推計を基に算出しています。
5	P. 12～13 今回の準備書の“平成 36 年度（2024 年度）における通常時のごみ焼却処理量は”、計 115,873 t/年となっている。しかし、金科玉条としている豊橋田原ごみ処理広域化計画（2014 年 3 月）では“将来ごみ量の推計結果より、平成 34 年度における各市の焼却処理量及び破碎処理量は、次のとおりである。”として、平成 34 年度の豊橋市の焼却処理量 126,220t/年、田原市 13,556 t/年、合計で 139,776 t/年の結果しか記載されておらず、処理能力の算定根拠はない。 しかも豊橋田原ごみ処理広域化計画は 2022（平成 34）年度の予測であり、配慮書では 2022（平成 34）年度が対象 p9 とされ、方法書でも 2022（平成 34）年度が対象 p9 とされていた。準備書の 2024（平成 36）年度とは異なっている。計画処理量の基になる年度はいつなのか。なお、豊橋田原ごみ処理施設整備計画（案）平成 30 年 11 月 P. 8 で“施設整備の計画目標年次は、平成 36 年度（2024 年度）とします。”と変更されている。	
6	P. 14 “ごみ焼却施設の処理能力は、通常時分 … 430t/日、災害廃棄物分…20t/日、合計…450t/日”とあるが、豊橋田原ごみ処理広域化計画、配慮書 P. 8～9、方法書 P. 9 の 2022（平成 34）年度の計画ごみ焼却量 139,776 t/年から計算された 520t/日であり、今回の準備書で 2024（平成 36）年度に計 115,873 t/年であれば、処理能力は $115,873 / 139,776 = 0.83$ 倍の 432t/日でいいはずである。いずれにしても、 計画処理量の基になる年度を明らかにし、そのときの将来人口等からどのように計画ごみ焼却量を算出したかを明確にすべきである。	

表 3(3) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
7	P. 25 公害防止基準値(排出ガス、騒音、振動、悪臭)で、SO _x は、既存施設が 25、50ppm に対し、20ppm に減少させ、ばいじんも 0.02、0.05g/m ³ _N を 0.01g/m ³ _N に減少させ、水銀も 50 μg/m ³ _N を 30 μg/m ³ _N に減少させている。しかし、NO _x は 50、60ppm を 50ppm と同程度のままであり、塩化水素も 40、49ppm を 40ppm と同程度のまま、ダイオキシン類も 0.01、1.0ng-TEQ/m ³ _N を 0.01ng-TEQ/m ³ _N と同程度のまま、という理由を明確にすべきである。これで事業者として、可能な限りの対策をとっているといえるのか。	排出ガスの公害防止基準値については、既存施設の自主基準値及び周辺自治体（東海地方）において過去 10 年間に契約された 100 t / 日（1 炉あたり）以上の施設で採用されている自主基準値を参考に検討して設定しました。NO _x 、塩化水素、ダイオキシン類については、既存施設（1・2 号炉）の基準自体もすでに法令の基準よりもかなり厳しい基準であり、周辺自治体で採用されている値と比較しても低めの値としていることから、妥当な値であると考えます。
8	P. 25 公害防止基準値(水質)の計画施設の値で、既存施設の値がなかったノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類、動植物油脂類）、フェノール含有量、銅含有量を追加したことは評価できる。しかし、“上乗せ基準値”とあるのは、数値から見て水質汚濁防止法 3 条 3 項の上乗せ基準値と思われるが、規制基準を守ることは事業者として当然のことである。規制基準の上乗せ基準値以下の値で、大気等と同様に“自主基準値”とすべきである。 また、新設で日平均排水量が 20m ³ 以上であれば、水質汚濁防止法 3 条 3 項の上乗せ基準値が適用されるので、それが判断できるように、日平均排水量を追記すべきである。	日平均排水量については、「豊橋田原ごみ処理施設整備計画」（以下「施設整備計画」といいます。）及び環境影響評価の諸元の推定のために行ったメーカーヒアリングの結果でも、メーカーによって幅のある値*となっております。 現時点で、日平均排水量が 20m ³ 以上となるかについては未定ですが、20m ³ 未満となる場合においても上乗せ基準を遵守します。 また、実施設計においてより排水量が少なくなるよう努めてまいります。 なお、水質の予測については排水量をメーカーヒアリング結果の最大値から設定し、安全側の予測としました。 ※排水量：約 10～50m ³ /日
9	P. 26 排ガス処理計画で水銀の排出濃度が 30 μg/m ³ _N 以下としながら、排ガス処理設備には、水銀対策が記載されていない。ろ過式集じん器、消石灰吹込装置、活性炭吹込装置などで、どの程度の割合で吸着除去できるのか、計画・予測を記載すべきである	水銀については、ダイオキシン類の除去を目的とした活性炭の吹込みにより、70～90%の除去が見込まれるとの報告*があります。評価書において、表 2-2-7 の活性炭吹込装置の欄のダイオキシン類除去とともに水銀除去を記載します。 なお、水銀を含有した廃棄物（電池等）については、豊橋市は「危険ごみ」、田原市は「有害ごみ」として分別収集しており、原則として焼却処理は行いません。今後も適切な分別について、住民への周知を徹底してまいります。 ※出典：「中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会（第 2 回）参考資料 3」（平成 26 年 7 月）
10	P. 27 給排水計画で“プラント系排水及び生活系排水はそれぞれ適正に処理し、再利用…後、余剰水を既設の放流管を利用して…浜田川に放流する”とあり、“雨水は、現在と同様に調整池を経由して、…比留茂川に放流する”とあるが、ごみ焼却施設の場内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系排水と同様に処理し、既設の放流管で浜田川に放流することが望まれる。	既存施設の雨水を放流している比留茂川における水質調査結果では、有害物質による汚染は確認されてないことから、雨水は現在と同様に調整池を経由して比留茂川に放流する計画としています。

表 3(4) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	P. 27 給排水計画には、工水、上水の供給量、再利用水量、排水処理施設への流入量と排水量、合併処理設備からの排水量、雨水量の推定（実績等から推定）などを記載し、給排水フロー図として完成させるべきである。	給排水量については、施設整備計画及び環境影響評価の諸元の推定のために行ったメーカーヒアリングの結果でも、メーカーによって幅のある値※となっております。 なお、水質の予測については排水量をメーカーヒアリング結果の最大値から設定し、安全側の予測としました。 ※給水量：約 120～250m ³ /日 排水量：約 10～50m ³ /日
(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関するこ (7 意見)		
12	P. 34 事業計画策定時の環境配慮事項として、大気質の工事中で“必要に応じて工事区域の出口にタイヤ洗浄装置を設置する。”とあるが、“必要に応じて”は削除すべきである。現在の大規模工事現場では、工事区域出口のタイヤ洗浄装置設置は常識となっている。	工事区域の出口には、タイヤ洗浄装置を設置することとします。このことについては、発注段階において、要求水準書に明記し、確実に実施するものとします。 なお、評価書において、「必要に応じて」を削除します。
13	P. 34 事業計画策定時の環境配慮事項として、大気質の工事中で“資材等の運搬車両については、低公害車の使用に努める。”とあるが、低公害車の定義を明らかにした上で、“低公害車を使用させる。”と修正し、そうしたことを行ったことを仕様書等で明記することで、事業計画を定めるべきである。「努める」というだけでは、やってもやらなくても何も問題にならない。これは環境影響評価ではない。	資材等の運搬車両に使用する低公害車としては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準を早期達成している自動車（低燃費車）、低排出ガス車認定制度に基づく低排出ガス認定を受けている自動車（低排出ガス車）を主に考えています。 資材等の運搬車両については、発注段階において、要求水準書に「低公害車を可能な限り使用すること」を明記し、低公害車の使用を求めていくこととします。
14	P. 34 事業計画策定時の環境配慮事項として、大気質の供用時で“廃棄物運搬車両等については、低公害車の使用に努める。”とあるが、“廃棄物運搬車両等については、低公害車を使用する。”に修正し、豊橋市及び田原町でそうしたことが可能となる予算措置を執るべきである。「努める」というだけでは、やってもやらなくても何も問題にならない。これは環境影響評価ではない。	大気環境の保全のため、廃棄物運搬車両については、豊橋市、田原市において車両の更新時に、低公害車の導入を図つてまいります。

表 3(5) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	P. 35 事業計画策定時の環境配慮事項として、日照障害の供用時で“建築物は、日照阻害の影響に配慮し、配置、形状等を検討する。”とあるが、4) 建設計画 p23 では“計画施設の建築物等の形状及び配置については、日影規制を考慮したうえで、…計画施設の平面図は図 2-2-8 に、…立面図は図 2-2-10 に示すとおりである。”とあり、食い違っている。その検討経緯をわかりやすく記載すべきである。日照阻害の影響に配慮したなら、施設は西ではなく、東に配置すべきであるし、西側にするにしても煙突の位置はもっと東側にして、日照阻害ができるだけ少なくするようすべきである。“日影規制を考慮 “しただけの配置図では、環境配慮事項に反している	新規施設用地周辺の土地利用は、西側は運動施設、北側は耕作地等、東側は住宅及び耕作地、南側は豊橋市資源化センターとなっており、建築物の配置、形状は、土地利用も考慮して検討します。 準備書では、どの処理方式に決定した場合でも対応できる中で最小の建築物を設定したうえで、日影規制の順守のみならず、現時点で最も周辺環境に配慮した配置、形状としています。配慮の方針については、要求水準書に明記し、日照阻害の影響をより小さいものとしていきます。
16	P. 35 事業計画策定時の環境配慮事項として、日影阻害の供用時で“建築物は、日照阻害の影響に配慮し、配置、形状等を検討する。”とあるが、騒音予測条件の設備配置図では、煙突が新設建屋の南西角に配置され、西側への煙突の日影阻害が大きくなっている。この基本的配置に従うとしても、煙突はこの部屋の東側隅（東側へ約 60m 移動）へ移動し、日影阻害を軽減できるはずである。	準備書での建築物等の配置については、最寄りの住宅の位置（東側境界より 10m 程度）と構内通路等も考慮したうえで、より南西側に、形状については北側を低く（北側にプラットホームを配置し、煙突を南側に配置する）しております。また、煙突の位置についても、最寄りの住宅の位置に配慮し、西側に配置しております。
17	P. 35 事業計画策定時の環境配慮事項として、温室効果ガスの工事中で“資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める。”とあるが、大気質では“資材等の運搬車両については、低公害車の使用に努める。”とあることと表現が異なる。大気質での低公害車とは温室効果ガスで低燃費車と限定しているのか。電動車はどうなるのか。また、供用時の“廃棄物運搬車両等については、低公害車の使用に努める。”とあることは、温室効果ガス等でも記載すべきである。	主な低公害車として、低燃費車と低排出ガス車を考えておりますが、温室効果ガスについては、排出ガスの濃度等とは無関係ですので、低燃費車としました。また、資材等の運搬車両には、電動車は想定しておりません。なお、評価書において、廃棄物運搬車両の低燃費車使用についても環境配慮事項の温室効果ガスの項に追記することとします。
18	P. 35 事業計画策定時の環境配慮事項として、温室効果ガスの工事中で“資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める。”とあるが、「低炭素型建設機械」を可能な限り使用させることを追加すべきであり、そうしたことを仕様書等で明記すべきである。排出ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械と同様に、国土交通省が認定した低炭素型建設機械は 2018 年 9 月現在、バックフォーとブルドーザ 49 型式が認定されている。温室効果ガスの予測で NOx 年間排出量 4969.8m ³ N/年 のうち、バックフォー（2065.5m ³ N/年）とブルドーザ（499.2m ³ N/年）で半分以上を占めるため P. 327、温室効果ガスも同様と考えられ、低炭素型建設機械の使用は重要である。	ご指摘のように、低炭素型建設機械の使用は有効であると考え、発注段階において、要求水準書に「低炭素型建設機械を可能な限り使用すること」を明記し、低炭素型建設機械の使用を求めていくこととします。

表 3(6) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
2 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見（3意見）		
19	P.205 方法書への知事意見のうち、土壤について“計画施設予定地で調査するとしているが、既存施設の敷地内においても土壤汚染の状況を適切に把握すること。”とあり、事業者見解は“既存施設の敷地内については、現在施設が稼働中であることから、安全面等から土壤採取は困難です。なお、解体工事に際しては、土壤汚染対策法に基づく調査を行ったうえで、調査結果を踏まえて解体計画を立案し、解体工事を実施します。”とあり、稼働中のため既存施設の敷地内では安全面等から土壤採取は困難という理由で拒否している。正式には解体工事前に土壤調査をするのは当然としても、既存施設の敷地内の緑地等があるはずであり、土壤汚染の状況を概括的に把握するため、知事意見に従い、今からでも調査すべきである。	現時点で既存施設用地内の緑地については、改変の計画ではなく、調査する予定はありません。 解体工事で改変される場所については、方法書への知事意見に対する見解どおり、現在施設が稼働中であり、安全面等から土壤採取は困難なことから、稼働停止後に調査を行い、適切に解体工事を実施します。
20	P.205 方法書への知事意見のうち、土壤について“現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。”とあり、事業者見解は“現在の土地利用（温室団地）となる以前は、樹林や耕作地であり、工場等の存在は確認されなかったことから、原地盤は土壤汚染のおそれがないと考え、表層のみ調査を実施しました。”と、これも知事意見を無視している。工場等の存在が確認されなくとも、フッ素、ヒ素など自然由来と思われる物質で地中深く汚染されている事例が多いため、知事意見どおり、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定する必要がある。	調査深度については、現在の土地利用（温室団地）以前の土地の履歴（樹林や耕作地であり、工場等の存在は確認していない）を確認、考慮して適切に設定していると考えております。 なお、工事着手前に土壤汚染対策法に基づく調査を行い、土壤汚染が判明した場合には適切に対応します。
21	P.205 方法書への知事意見のうち、景観について、“計画施設の建屋や煙突等を近傍から視認した際の景観についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。”であり、事業者見解で“計画施設の建屋等を近傍から視認できる地点を追加して、調査、予測及び評価を行い、…示しました。”として、景観予測5地点のほかに、主要な眺望点等からの景観として施設から100mの3地点を追加して、それなりに対応しているが、その評価は“計画施設の存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。”と圧迫感の低減に努めているだけで“事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。”という結論では不十分である。	準備書での予測に際してはどの処理方式に決定した場合でも対応できる中で最小の建築物となっております。今後の実施設計において、環境保全措置に記載しましたように、より建築物を小さく、また色彩等についても、豊橋市景観形成ガイドラインに従い、周辺景観との調和に配慮してまいります。

表 3(7) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3 環境影響の予測及び評価に関する意見（計 28 意見）		
(1) 大気質に関すること（4 意見）		
22	<p>P. 319 大気予測(資材等の搬入及び搬出)、*p370 (廃棄物等の搬入及び搬出) の予測条件で、“走行速度は、現地調査結果から両地点とも 50km/時とした。”とあるが、“県道 405 号小松原小池線の地点 a において平日で 51km/時、休日で 52km/時 (表 8-1-22 では 53km/時)、地点 b において平日で 49km/時、休日で 48km/時” p293 となっている。“予測式は、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」を用いた “p314 とあり、それによれば、「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本とする。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5 で「沿道環境の保全の観点から適切な値は、法定速度 60, 50, 40km/h に対し、一般道路の平均走行速度の目安としてそれぞれ、45, 40, 30km/h を設定することができる。」とされている。このため、規制速度が 50km/h なら予測には排出係数が大きくなる 40km/h を用いるのが安全側で妥当である。</p>	<p>予測に用いた走行速度は、現地調査結果を用い、規制速度を超えない範囲でより現実に即した速度としました。</p>
23	<p>P. 358～ 大気予測結果の 1 時間値で、塩化水素の寄与率が大きすぎる。大気安定度不安定時が 84.0%p358、上層逆転時が 91.3% p360、接地逆転層崩壊時が 92.5% P. 362、ダウンウォッシュ時が 76.9% P. 363、ダウンドラフト時が 94.9% p364、と、SO₂、NO₂、浮遊粒子状物質と比べてあまりにも寄与が大きい。バックグラウンド濃度 0.00083ppm P. 345 が低すぎるという問題もあるが、そもそもこの周辺は既存焼却施設の影響で、ある程度の塩化水素濃度が検出されているはずである。なぜこのような差があるのかを分析すべきである。予測にまちがいはないのか、バックグラウンド濃度の設定に問題はないのか、などなど。塩化水素の排出濃度が大きすぎるのではないか。目標環境濃度以下であるから良しとするのではなく、事業者として可能な限りの対策を講じるべきである。</p> <p>なお、図 8-1-23 の“ダウンウォッシュ時の予測結果（煙突排出ガス）”は“ダウンドラフト時の予測結果（煙突排出ガス）”の間違いである</p>	<p>塩化水素については、現況調査が日単位であるため、バックグラウンド濃度は日平均値の最高値としております。これに対して、他の項目は現況調査が 1 時間単位であるため、バックグラウンド濃度は 1 時間値の最高値としております。このため、塩化水素は他の項目と比べバックグラウンド濃度が低く、1 時間値の寄与率が高くなっています。</p> <p>また、計画施設の稼働時には、既存施設は稼働を停止しており、計画施設は既存施設の 1・2 号炉と同等の濃度、3 号炉よりも低い濃度で排出する計画であることから、計画施設稼働後の塩化水素の濃度（日平均値）は、全体的に現況よりも小さくなることが推定されます。</p> <p>なお、塩化水素に限りませんが、予測に用いる排出ガス濃度は、排出最大濃度（自主基準値）としています。このことから、安全側の予測となっていると考えます。</p> <p>図 8-1-23 のタイトルにつきましては、ご指摘のとおりであり、表 8-1-75 のタイトルと併せて評価書において修正します。</p>

表 3(8) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	P. 375 大気の評価結果（工事の実施）で“粉じんについてもタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。”は、間違っている。事業計画策定時の環境配慮事項として、大気質の工事中で“必要に応じて工事区域の出口にタイヤ洗浄装置を設置する。”P. 34 とあり、必要に応じて設置するだけである。また、“資材等の搬入及び搬出において、環境影響を実行可能な範囲内ができる限り回避・低減するために実施する環境保全措置”で関係するのは“構内道路への鉄板の敷設等を行い粉じんの飛散を防止する。”P. 372 だけであり、どこにも“タイヤ洗浄を実施する”とは約束していない。	資材等の搬入及び搬出による粉じん飛散防止のため、工事区域の出口には、タイヤ洗浄装置を設置することとします。このことについては、発注段階において、要求水準書に明記し、確実に実施するものとします。 なお、評価書において、環境配慮事項の「必要に応じて」を削除します。
25	P. 375 大気の評価結果（②建設機械の稼働）及び（③掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）で“粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。”は、間違っている。事業計画策定時の環境配慮事項として、大気質の工事中で“粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、必要に応じて散水を実施する。”P. 34 とあり、必要に応じて散水するだけである。また、“環境保全措置（建設機械の稼働等）”P. 373 では、散水に関する措置はない。「努める」というだけでは、やってもやらなくても何も問題にならない。これは環境影響評価ではない。	建設機械の稼働等による粉じんの飛散防止のため、粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、散水を実施します。このことについては、発注段階において、要求水準書に明記し、確実に実施するものとします。 なお、評価書において、環境配慮事項から「必要に応じて」を削除します。

表 3(9) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(2) 騒音及び低周波音に関すること (7 意見)		
26	<p>P. 383 低周波音の参考基準値として“心身に係る苦情に関する参考値 92 デシベル以下”とあり、その注で“低周波音に関する基準が定められていないことから、手引書に示される心身に係る苦情に関する参考値を参考のうえ、参考基準値を設定した。”とあるが、非常に不十分な説明である。「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月、環境省)には、「心身に係る苦情に関する参考値」とともに、「物的苦情に関する参考値」も記載されており、その旨も紹介すべきである。そのうえで、「物的苦情に関する参考値」も参考基準値とすることを検討すべきである。参考基準値にしないのなら、納得できる理由を示すべきである。</p> <p>さらに、「手引き」には、それぞれの参考値が基本的には 1/3 オクターブバンド音圧レベルごとの値が定められており、4.2 心身に係る苦情に関する評価方法は (1) G 特性で 92dB 以上であれば、20 Hz 以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。 (2) 低周波音の 1/3 オクターブバンド音圧レベルを表 2 と比較し、参考値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。 (3) 上記(1)、(2) のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz 以上の騒音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。とされており、(1), (2), (3) まとめて評価することになっている。しかし、この準備書では(1)の「G 特性で 92dB 以上であれば…苦情の可能性が考えられる。」だけを不十分に適用している。</p> <p>なお、「92 デシベル以下」は「92 デシベル未満」の間違いであるが、基本的には「心身に係る苦情に関する参考値」、「物的苦情に関する参考値」のそれぞれについて、1/3 オクターブバンド音圧レベルを表と比較し、参考値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられるとして対策すべきである。</p>	<p>低周波音については、環境基準や規制基準は設定されておらず、「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月 環境省、以下「手引書」といいます。) に記載されている参考値は、苦情があった場合に低周波音によるものかを判断する目安として示された値です。また、既存施設については、低周波音が問題となつことはありません。</p> <p>本事業では、記載のとおり、低周波音に関する基準が定められていないことから、心身に係る苦情に関する参考値について、手引書を参考に、G 特性音圧レベル 92 デシベルを参考基準値として設定しています。</p> <p>なお、環境保全措置については、準備書 P. 422 に記載したとおりです。</p> <p>また、「92 デシベル以下」については、ご指摘のとおりであり、評価書において修正します。</p>
27	<p>P. 420 低周波音の予測結果で“G 特性音圧レベルの予測結果は 82 デシベルとなり、手引書の、心身に係る苦情に関する参考値 92 デシベルを下回ると予測する。”とあるが、手引書の部分的な引用による不十分な評価である。</p> <p>表 8-2-26 類似施設の低周波音調査結果 (Lmax) p418 には、1/3 オクターブバンド音圧レベルが記載されているため、参考値と比較すると、まず評価を行なっている「心身に係る苦情に関する参考値」では、地点 E の 25Hz～80Hz までが心身に係る苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。また、地点 F でも 31.5Hz～80Hz までが心身に係る苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。</p> <p>次に評価を行なっていない「物的苦情に関する参考値」では、地点 E で 5Hz、6.3Hz、8Hz、10Hz が物的苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。地点 F では 5Hz、6.3Hz が物的苦情に関する参考値以上であるので苦情の可能性が考えられる。こうした点を十分考慮して再評価を行い、必要な環境保全措置を検討すべきである。</p>	

表 3(10) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
28	<p>P. 390 騒音（資材等の搬入及び搬出）の予測条件で、“走行速度については規制速度とし、地点 a 及び地点 b とともに 50km/時とした。”とあるが、現地の走行速度調査結果は“県道 405 号小松原小池線の地点 a において平日で 51km/時、休日で 52km/時、地点 b において平日で 49km/時、休日で 48km/時となっている。” p383 とあることと矛盾している。少なくとも地点 a は、規制速度 50km/時を超えており、また、国土交通省は「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」p4-1-17 で、「予測に用いる走行速度は、…法定速度、又は規制速度を予め設定できる場合にはその速度を基本として設定する。ただし、この場合、沿道環境の保全の観点から適切な値を用いることができる。」とされ、解説*5 で「沿道環境の保全の観点から必要に応じ法定速度（又は規制速度）よりも 10km/h 程度高めに設定した速度のことをいう。」とされている。この解説に従い、現地調査結果も参考に規制速度よりも 10km/h 程度高めに設定すべきである。</p>	<p>予測に用いた走行速度は、現地調査結果を用い、規制速度を超えない範囲でより現実に即した速度としました。</p>
29	<p>P. 392 騒音（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は“工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期”として、資料 1-1 予測時期の設定では“建設機械の稼働による騒音パワーレベル合成値…が最大となり、影響が最大となる時期を予測時期とし、騒音は、計画施設の建設工事期間で工事開始後 9 カ月目”（資料編 P. 6）としたとある。しかし、騒音の場合は、距離による減衰効果が大きいため、遠くの発生源はあまり影響しない。近くにどれだけ大きな発生源があるかが決定的となるため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。例えば建設機械の稼働の騒音予測を行った 9 カ月目の建設機械の配置は図 8-2-9 (1) P. 396 であり、この工事で 3~8 番目に騒音パワーレベルが大きい杭打機 108dB は敷地北側から約 100m 離れて 2 台、約 120m 離れて 2 台が配置してある。108dB の杭打機 1 台が 100m 離れると、予測式 P. 394 で 60dB となるが、これが北側敷地から 20m に近づくと、74dB となり、同様な位置にもう 1 台あるから 74dB を足して 77dB となり、この杭打機 2 台だけで、9 カ月目の予測値 75dB P. 398 より大きくなる。この他の音源を加えれば、予測結果より更に大きくなる。予測時期を見直すべきである。</p> $L=L_w-20\log r=108-8-20\log(100)=100-20*2=60\text{dB}$ $L=100-20\log(20)=100-20*(1+0.3)=74\text{dB}$	<p>予測対象時期は、建設機械の稼働による騒音パワーレベル合成値が最大となる時期としております。建設機械の配置については、多くの建設機械は、移動しながらの施工となるため、予測対象時期の平均的な稼働場所を想定して行っております。</p> <p>ご指摘の建設機械の配置については、建設工事では、杭打機は北側敷地境界から離れた配置となっておりますが、同時期に騒音レベルが概ね同レベル（107dB）である SMW 削孔機（北側にあるごみピット周りの山留工に使用）が北側で稼働しており、配置の想定は妥当であると考えます。</p> <p>解体工事では、ブレーカーについては 19 カ月目が 3 台、16 カ月目が 2 台であり、19 カ月目においても建屋中央付近だけでなく壁面付近にも配置しております。</p> <p>また、建設機械による騒音の予測は、配置されたすべての機械が同時稼働する条件で計算しております。</p>
30	<p>P. 398 騒音（建設機械の稼働等）で解体工事 19 カ月目の最大値は 78dB、地点 C で 76dB となっているが、これはブレーカー 84dB の影響が多い。しかし西側の△位置は建屋中央に近い。逆に、解体工事 16 カ月目（振動）P. 440 では、ブレーカーの△は壁面上に存在しており、こちらの方が敷地境界への影響は大きいはずであり、騒音パワーレベル合成値が最大の 19 カ月目よりも、大発生源が敷地に近くなる 16 カ月目などで検討すべきである。</p>	

表 3(11) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
31	<p>P. 407 供用時の騒音予測条件で“工場棟建屋壁面の材質については、外壁を RC (150mm) 及び ALC (100mm) による構造を基本とした。特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋については、グラスウール (50mm) 仕上げとする計画とした。”とあるが、“特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋”の壁面の透過損失がわかるような基本構造を示すとともに、予測ではどの設備を対象としたのかを明記すべきである。音源条件 P. 406 を見る限りでは、蒸気タービン 104dB、低圧蒸気復水器 112dB、高速回転式破碎機 110dB、油圧装置 105dB、集じん用排風機 103dB、脱臭用排風機 103dB などが考えられるが、資料 3-2 P. 346 では、室乗数が大きな排ガス処理室、タービン室、復水器ヤードだけがグラスウール貼りと推定できるが、これで十分なのか。設備機器の配置図 P. 408～410 では、1 階の高速回転式破碎機は細長い部屋に囲まれているが、これは特に騒音を発生する設備機器を設置する部屋に該当しないのか。破碎機室の室乗数からはグラスウール貼りとは判断できない。こうした疑問を解消するため、設備機器の配置図に、壁面構造、吸音処理の有無という騒音予測条件を追加記載すべきである。</p>	<p>予測に際しては、どの処理方式に決定した場合でも対応できる中で最小の建築物を設定しており、外壁は 2 階まで RC (150mm)、3 階以上を ALC (100mm) による構造、内壁を ALC (100mm) による構造を基本としています。また、ご指摘のように、排ガス処理室、タービン室、復水器ヤードをグラスウール (50mm) 仕上げとしています。機器配置についても準備書に注記のとおり、現時点での想定であることから、部屋の仕切り等は概略の記載としております。</p> <p>これらの条件で予測し、敷地境界において自主基準値を下回る結果となりました。</p> <p>なお、評価書において、上記吸音処理等について追記します。</p> <p>また、実施設計において、敷地境界での騒音レベルが同等以下となる壁面構造、機器配置等とするものとし、要求水準書に「環境影響評価の予測結果を超えないこと」を明記します。</p>
32	<p>P. 423 騒音の評価（建設機械の稼働等）及び（掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）で、“建設機械等の稼働に伴う騒音は、低騒音型建設機械の使用に努め、工事区域境界に仮囲いの設置等を行うことにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。”とあるが、事業計画策定期の環境配慮事項 P. 34 では、“建設機械は、低騒音型建設機械を使用する。”としてある。これでは本音は低騒音型建設機械の使用に努めるだけということになる。事業計画策定期の環境配慮事項を厳格に実行すべきである。</p>	<p>準備書 P. 34 の環境配慮事項にありますように、低騒音型建設機械を使用する方針としています。</p> <p>このことから、評価書において、評価を、「低騒音型建設機械を使用し～」に修正します。</p>

表 3(12) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(3) 振動に関すること (1 意見)		
33	<p>P. 435 振動（建設機械の稼働等）で、予測対象時期は“工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期”として、資料 1-1 予測時期の設定を見ると“建設機械の稼働による…振動レベルの合成値が最大となり、影響が最大となる時期を予測時期とし、…工事開始後 9 カ月目”（資料編 p6）としたとある。しかし、振動の場合も、距離による減衰効果が大きいため、遠くの発生源はあまり影響しない。近くにどれだけ大きな発生源があるかが決定的となるため、大きな発生源が敷地境界線に近い場合も予測時期とすべきである。</p> <p>例えば建設機械の稼働の振動予測を行った 9 カ月目の建設機械の配置は図 8-3-6 (1) P. 439 であり、</p> <p>この時期で 1~3 番目に振動レベルが大きい杭打機 74dB は敷地北側から約 100m 離れて 2 台、約 120m 離れて 2 台が配置してある。74dB の杭打機 1 台が 100m 離れると、予測式 p437 で 35.4dB となるが、これが北側敷地から 20m に近づくと 52.9 dB となり、同様な位置にもう 1 台あるから 52.9dB を足して 56.9dB となり、9 カ月目の北側予測値 53dB P. 441 より大きくなる。この他の振動源を加えれば、予測結果より更に大きくなる。予測時期を見直すべきである。</p> $VL=L(r_0)-20\log(r/r_0)n-8.68a(r-r_0)=74-15\log(100/1)-8.68*0.01(100-1)=74-15*2-0.0868*99=35.4$ $VL=L(r_0)-20\log(r/r_0)n-8.68a(r-r_0)=74-15\log(20/1)-8.68*0.01(20-1)=74-15*1.3-0.0868*19=52.932$	<p>予測対象時期は、建設機械の稼働による振動レベル合成値が最大となる時期としております。建設機械の配置については、多くの建設機械は、移動しながらの施工となるため、予測対象時期の平均的な稼働場所を想定して行っております。</p> <p>ご指摘の建設機械の配置については、杭打機は北側敷地境界から離れた配置となっておりますが、同時期に比較的振動レベルの高い (70dB) S MW 削孔機（北側にあるごみピット周りの山留工に使用）が北側で稼働していること、さらに北側敷地境界に近い位置で、杭打機と同等の振動レベル (74dB) のバックホウとブルドーザが稼働しており、配置の想定は妥当であると考えます。</p> <p>また、建設機械による振動の予測は、配置されたすべての機械が同時稼働する条件で計算しております。</p>
(4) 水質に関すること (2 意見)		
34	<p>P. 485 水質の評価（工事）で、水素イオン濃度について“コンクリート工事による排水は、排水基準内になることを適宜確認した上で公共用水域に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。”とあるが、“排水基準内になることを適宜確認”という措置がどこにもない。事業計画策定時の環境配慮事項 p34 では“工事中の排水は、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施した上で公共用水域に放流する。”だけであり、環境保全措置（掘削・盛土等の土工）p484 では“コンクリート工事の排水は、必要に応じて中和処理等を行う。”だけである。中和処理等を行う必要性はどのように判断するのか、水素イオン濃度の測定場所、頻度、判断基準を明記すべきである。</p>	<p>排水の水素イオン濃度については、pH 調整槽などを設けて pH 値を確認します。さらに、必要に応じて中和処理等を行ったのち公共用水域に放流します。その旨、評価書において修正します。</p>

表 3(13) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	<p>P. 485 水質の評価（施設の供用）で、“公共用水域への排水量は、放流先の浜田川の流量に対して十分に少なく、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。”とあるが、施設からの排水量、浜田川の流量はどこにも示されておらず、この評価は不適当である。この評価を行うのであれば、施設からの排水量、浜田川の流量を調査し、その結果を記載すべきである。</p> <p>事業内容では公害防止基準値（水質）P. 25 で、供用時の放流水質は示されているが、排水量はない。給排水フローP. 27 にも水量は示されていない。水質の現地調査でも水質を中心で、降雨時の水質調査時の降雨量が 11 時間で計 41 mm P. 479 とあるだけである。3 章の地域の概況にも浜田川の水量は示されていない。</p> <p>なお、魚類の予測結果 P. 554、生態系の予測結果 P. 606 などで“、排水量についても、最大で 50m³/日程度であり、放流先の浜田川の流量約 9,500m³/日に対しても約 0.5%と十分に少ないことから”という表現があるが、その出典、根拠は示されていない。</p>	<p>施設からの排水量及び浜田川の流量については、P. 483 の予測結果に示しました。予測に用いた施設からの排水量は、施設整備計画及び環境影響評価の諸元の推定のために行ったメーカーヒアリング結果（メーカーにより約 10～50m³/日）の最大値、浜田川の流量は、現地調査結果（P. 475～478 に記載）の最小値（地点 IV、冬季の値）から設定しております。</p>
(5) 地盤・土壤に関するこ (2 意見)		
36	<p>P. 488 土壤の現地調査で、ア) 調査期間、イ) 調査地点、ウ) 調査方法が記載されているが、調査地点は図で平面的な位置が示してあるだけであり、その深さが不明である。知事意見にもあったように、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定することが重要であり、その指示に従っていないことを明らかにするためにも、調査位置は平面的な位置だけではなく、深さを記載すべきである。また、調査方法といいながら、分析手法しか記載していないが、土壤の採取方法を明記する必要がある。</p>	<p>土壤の調査深度につきましては、方法書に対する知事意見を考慮して検討し、環境基準項目は表層（50cmまで）の土壤を採取しております。ダイオキシン類は環境省のマニュアルに従い表層 5cm の土壤を採取しております。</p> <p>なお、評価書において、土壤の採取方法を追記します。</p>
37	<p>P. 492 土壤の環境保全措置として“発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。”とあるが、搬出する場合があるかないかもわからないような表現である。しかし、廃棄物の予測では“建築工事（基礎・地下躯体工事）に伴う残土量は約 121,000m³ と予測する。残土は、場外再利用又は適正処分する計画である。” p633 と明記している。発生土 143,000m³ の 85% の残土 121,000m³ を場外へ持ち出す計画であるため、持ち出すまでの保管場所、保管方法、土壤検査内容、場外での再利用先、利用方法、適正処分する場合の処分先、処分方法などを早い時期に公表すべきである。</p>	<p>発生土は、場内で再利用できない分については他部署との連携や建設発生土情報交換システム※等を活用し、できる限り別工事での再利用を行い、残土の処分量を削減していきます。再利用できない分については、適正処分してまいります。</p> <p>※一般財団法人日本建設情報総合センターによる、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進すること目的とした、インターネットを利用したシステム</p>

表 3(14) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(6) 地下水の状況及び地下水質に関すること（2意見）		
38	P. 498 地下水質の現地調査で“冬季及び夏季の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いて、すべての項目で環境基準値を下回っていた。”とあり、大したことではないと思わせるような表現であるが、本来は“冬季及び夏季の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準に不適合であった。また、秋季は10mg/l、春季は9.7mg/lで環境基準ぎりぎりであった。”と記述するのが妥当である。“事業実施区域周辺は、農業や畜産業の盛んな地域であることから、調査地点においても調査期間を通じて値が高く、一時的に環境基準をやや上回る結果となった。”との記述も“一時的に”や“環境基準をやや上回る”という表現は適当ではない。このため、“現況調査のために設置した井戸であり、調査完了とともに既に埋設されている。なお、計画施設の供用時に新たな井戸を設置して…使用する計画はなく、直接飲用することはない。”などはあたりまえとして、掘削時に伴う湧水の水質分析、処理をどのようにするかを具体的に記載すべきである。現地調査でも“事業実施区域内の地下水位は…地盤面から9.50m～12.50mで年間3mの水位の変動があった。”P.498、また、水質（秋季）の現地調査でも地点IIIで12mg/lと環境基準に不適合であり、地点I、地点IV、地点Vいずれも10mg/lと環境基準ぎりぎりでありp475、ために、地下水が湧水として地表水に流れ出す恐れがあり、十分な工事中の環境保全措置を検討しておく必要がある。	<p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染の原因是、施肥や家畜排せつ物の処理等によるものと考えられますが、この地域全体の特性でもあるため、原因の特定には至りませんでした。地下水モニタリングについて、観測井戸は調査完了とともに埋設しており継続調査はできないことから、地下水調査箇所から半径500m以内の既存の井戸情報を収集し、飲用に用いていないことを確認しました。なお、比留茂川は水道水源としての利用はありません。</p> <p>また、ごみピットの掘削にあたっては、止水性の高い山留壁工法を採用し、湧水量を可能な限り少なくします。</p> <p>しかしながら、地下水及び河川水の「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」濃度が環境基準を超過することがあることについては、前述のように当該地点のみではなく地域全体の特性でもあるため、豊橋市として、畜産排水等の発生源が特定できた場合は、畜産業者等に対して排水処理等の指導を行っていきます。</p>
39	P. 502 土壤の環境保全として“採用する山留壁工法の適正な施工に努める。”、“地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。”だけであるが、地下水質の定期的なモニタリングを追加して、環境基準を超えた硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の状況を把握し、必要な措置を執るべきである。	

表 3(15) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(7) 日照阻害に関すること (4 意見)		
40	<p>P. 506 日照阻害の予測方法が“、影の到達位置（予測高さ）については、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとした。”とあるが、日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。</p> <p>この地域は農業が盛んであり、植生図 P. 85 でも、日照阻害を受ける西側、北側、東側の北半分は全て畑となっている。畑の野菜にとっては日照が非常に大切であるため、高さ 4m ではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。また、平均地盤面ではなく、標高を加味した実際の地表面での予測を行うべきである。</p> <p>なお、予測条件の予測平面高さで“等時刻日影図：平均地盤面上 0m、等時間日影図：平均地盤面上 4m”とあるので、図 8-8-4 等時刻日影図 P. 511 は平均地盤面上 0m のことと理解してよいか。それならその旨を図の表題や注で明記すべきである。くわえて、等時間日影図も平均地盤面上 0m とした予測結果を示すべきである。</p>	<p>時刻別日影図は平均地盤上 0m の予測図を示しております。</p> <p>また、等時間日影図の評価は、方法書で示した評価基準（建築基準法に基づく日影規制）との整合について行っております。</p>
41	P. 513 日照阻害の環境保全措置で“日照阻害の影響をより小さくするため、建築物をできる限り小さくするよう努める。”ということは、予測条件より更に低くすることが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低くすることが可能なら、事業計画で示すべきである。	<p>準備書では、どの処理方式に決定した場合でも対応できる大きさの建築物を設定し、最大の影響を予測し、日影規制を満足することを確認し影響は小さいと判断しました。</p> <p>実施設計において、できる限り建築物を小さくすることとし、要求水準書には、「予測に用いた建築物の大きさを超えること」を明記します。</p> <p>また、新規施設用地は、北側が南側よりも 4~5m 程度高くなっています。実施設計において、建築物の大きさとともに、設備機器の配置等も考慮してできる限り低い位置に設置するものとします。</p>
42	P. 513 日照阻害の環境保全措置で“新規施設用地は北側が南側より高くなっています、建築物を可能な限り低い位置に設置する。”とあるが、予測条件より低い位置に設置することが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低い位置に設置することが可能なら、事業計画で示すべきである。また、現地の高低差を理解できるように、図 8-8-3 計画施設立面図 P. 509 は地盤高さを含めた縦断図とすべきである。「可能な限り」などという文言は、環境影響評価とは合いいいれない。	
43	P. 513 日照阻害の評価結果で“さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。”と環境保全措置を実施することが前提になっているが、事実であれば、建築物をできる限り小さくしたり、低い位置に設置することによる再予測を行るべきである。	

表3(16) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(8) 景観に関すること (2意見)		
44	P.631 景観の環境保全措置で“圧迫感を低減するため、できる限り建築物を小さくするよう努める。”ということは、予測条件より更に低くすることが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低くすることが可能なら、事業計画で示すべきである。	意見番号41～43のとおりです。
45	P.631 景観の環境保全措置で“新規施設用地は北側が南側より高くなっています、建築物を可能な限り低い位置に設置する。”とあるが、予測条件より低い位置に設置することが可能ということか。単なるリップサービスなのではないか。そもそも低い位置に設置することが可能なら、事業計画で示すべきである。また、現地の高低差を理解できるように、図8-8-3 計画施設立面図 P.509は地盤高さを含めた縦断図とすべきである。	
(9) 廃棄物等に関すること (3意見)		
46	P.633 廃棄物の予測結果として“残土は、場外再利用又は適正処分する計画である。”と明記しているが、発生土143,000m ³ の85%もの残土121,000m ³ を場外へ持ち出す計画であるため、持ち出すまでの保管場所、保管方法、性状検査内容、場外での再利用先、利用方法、適正処分する場合の処分先、処分方法などの原則を記載し、早い時期に具体化し公表すべきである。	発生土は、場内で再利用できない分については他部署との連携や建設発生土情報交換システム※等を活用し、できる限り別工事での再利用を行い、残土の処分量を削減していきます。再利用できない分については、適正処分してまいります。 ※一般財団法人日本建設情報総合センターによる、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進することを目的とした、インターネットを利用したシステム
47	P.634 廃棄物(建設工事及び解体工事に伴う副産物)の発生量が表8-13-3に示してあるが“注1)発生量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。”というだけでは理解できない。そのヒアリング結果を記載し、事業者としてどのように推定したのかを確認できるようにすべきである。	廃棄物については、受注業者決定後の実施設計(解体については、解体計画)段階において具体的になることから、現時点より現実的な予測評価を行うため、基本的な計画条件を提示してメーカーヒアリングを行い推定しました。メーカーは、これまでの実績から、当該規模の施設の建設で発生する副産物の量を推定しています。
48	P.635 廃棄物(施設の供用に伴う廃棄物)の発生量が表8-13-5に示してあるが“注 発生量はメーカーヒアリング結果を基に推定した。”というだけでは理解できない。そのヒアリング結果を記載し、事業者としてどのように推定したのかを確認できるようにすべきである。	廃棄物については、受注業者決定後の実施設計段階において具体的になることから、現時点より現実的な予測評価を行うため、基本的な計画条件を提示してメーカーヒアリングを行い推定しました。メーカーは、提示されたごみ質、焼却処理量等から廃棄物量を推定しています。

表 3(17) 準備書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(10) 温室効果ガス等に関すること（1意見）		
49	<p>P. 645 温室効果ガス等の予測（工事用資材等運搬車両）で、表 8-14-2 活動量の推計、表 8-14-3 活動区分毎の活動量及び排出係数 P. 638 では、建設工事で大型車 53,428 台は軽油燃料、小型車 43,400 台はガソリン燃料、解体工事で大型車 10,350 台は軽油燃料、小型車 21,660 台はガソリン燃料となっており、建設機械の稼働でも建設工事、解体工事ともに軽油燃料として予測している。</p> <p>しかし、事業計画策定時の環境配慮事項 P. 34 では、大気質の工事中（資材等の運搬車両）、供用時（廃棄物運搬車両等）については、ともに“低公害車の使用に努める。”とあり、“温室効果ガス等の事業計画策定時の環境配慮事項 P. 35 では、工事中は“資材等の運搬車両、建設機械については、低燃費車等の使用に努める。”とある。事業計画策定時に“努める”と決めたことを、具体的な工事計画ではどの程度の台数を低公害車とすることにしたのかを明らかにし、それに基づき予測を行うべきである。それができないようであれば、事業計画策定時の環境配慮事項に記載することは虚偽記載となるので、せいぜい予測後の環境保全措置に入れるだけである。</p>	<p>温室効果ガスの低減のため、資材等の運搬車両については、発注段階において、要求水準書に「低燃費車を可能な限り使用すること」を明記し、低燃費車の使用を求めていくこととします。</p> <p>また、現時点では、資材等の運搬車両又は廃棄物運搬車両についてどの程度の割合で低公害車とするかは想定できないため、安全側の予測を行いました。</p>